

		運用の基本的方針	運用の基本的目的	運用目標
厚生年金保険	国	○厚生年金保険法 (運用の目的) 第七十九条の二 年金特別会計の厚生年金勘定の積立金(以下この章において「積立金」という。)の運用は、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたつて、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。 〔参考〕被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による改正後の厚生年金保険法 (運用の目的) 第七十九条の二 積立金(年金特別会計の厚生年金勘定の積立金(以下この章において「特別会計積立金」という。))及び実施機関(厚生労働大臣を除く。次条第三項において同じ。))の積立金のうち厚生年金保険事業(基礎年金拠出金の納付を含む。)に係る部分に相当する部分として政令で定める部分(以下「実施機関積立金」という。)をいう。以下この章において同じ。)の運用は、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたつて、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。 ○年金積立金管理運用独立行政法人法 (管理運用法人の目的) 第三条 年金積立金管理運用独立行政法人(以下「管理運用法人」という。)は、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金(以下「年金積立金」という。)の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とする。 ○年金積立金管理運用独立行政法人第二期中期目標 第2 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたつて年金事業の運営の安定に資することを目的とし、年金積立金の管理及び運用の具体的方針を策定して行うこと。		○年金積立金管理運用独立行政法人第二期中期目標 2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法 (1)運用の目標 今後年金制度の抜本的な見直しを予定しているとともに、年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方について検討を進めていることから、この運用目標は、暫定的なものであることに留意し、安全・効率的かつ確実を旨とした資産構成割合(以下「ポートフォリオ」という。)を定め、これに基づき管理を行うこと。 その際、市場に急激な影響を与えないこと。 (2)ベンチマーク収益率の確保 各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いること。
	年金積立金管理運用独立行政法人	○年金積立金管理運用独立行政法人第二期中期計画 第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたつて年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。 このため、分散投資を基本として、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を策定し、年金積立金の運用を行う。(以下略)		○年金積立金管理運用独立行政法人第二期中期計画 第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項 2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法 (1)運用の目標 今後年金制度の抜本的な見直しが予定されているとともに、年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方について検討が進められていることから、暫定的に第一期中期計画における基本ポートフォリオを中期目標第2の2の(1)の資産構成割合とし、今中期計画における基本ポートフォリオとして定め、これを適切に管理する。また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。 ○管理運用方針 第1 年金積立金の管理及び運用の目標等に関する事項 1. 中期計画に係る管理及び運用の目標 管理運用法人は、中期計画の定めるところにより、次の事項を達成することを目標とする。 ・分散投資を基本とし、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)に基づき、年金積立金の管理及び運用を行うこと。 ・運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保すること。 2. 継続的な運用の目標 管理運用法人は、1の目標と併せて、基本ポートフォリオで定める資産ごとに5年間通期でベンチマークの収益率を確保することを目標とすることとし、その結果について第8の1の(1)の評価に用いるものとする。

※積立金の運用目標については、社会保障審議会年金部会年金財政における経済前提及び積立金運用に関する専門委員会等の検討を踏まえ、別途議論。

		運用の基本的方針	運用の基本的目的	運用目標
国家公務員共済	国	○国家公務員共済組合法 (資金の運用) 第十九条 組合の業務上の余裕金の運用は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。 (注)第36条の規定により連合会に準用。		-
	国家公務員共済組合連合会	○積立金等の運用の基本方針 第1章 基本的考え方 第1節 運用の基本方針 連合会の積立金等の運用は、積立金等が将来の年金給付の貴重な財源であることから、国家公務員共済組合法上の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員の利益のために、長期的な観点に立って、安全かつ効率的に行わなければならない。	○積立金等の運用の基本方針 第1章 基本的考え方 第2節 運用の目的 1. 長期的な総合収益の確保 連合会の積立金等の運用に当たっては、国家公務員共済年金の財政を安定的に運営していく上で必要とされる総合収益を長期的に確保することを目指さなければならない。	○積立金等の運用の基本方針 2. 長期的な運用利回り目標 総合収益の運用利回りの目標は、長期的な観点から、少なくとも5年ごとに行われる財政再計算において財務大臣の定める予定運用利率を実質的に上回ることである。 平成21年財政再計算において採用された予定運用利率は、下表のとおりであり、平成22年度から平成32年度までの11年間にわたり毎年上昇するものとしている。 連合会の運用利回り目標は、予定利回りが安定する平成32年度までの11年間の幾何平均値である1.6%(物価上昇率控除後の実質利回り)を採用することとする。 なお、積立金等の運用利回りが当該予定運用利率を下回る局面にあつては、その乖離幅を極力縮小するものとするが、この場合運用上のリスクを過度に取る運用を行ってはならない。 ※表(平成21年財政再計算における予定運用利率)は省略
地方公務員共済	国	○地方公務員等共済組合法 (資金の運用) 第二十五条 組合の業務上の余裕金は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用しなければならない。(以下略) (長期給付積立金) 第三十八条の八 2・3(略) 4 長期給付積立金は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用しなければならない。		-
	地方公務員共済組合	○長期給付積立金に関する基本運用方針 1 運用の基本的な方向 1 基本的な考え方 連合会の長期給付積立金は、長期給付に充てるための貴重な財源であることから、長期的な観点にたつて、安全かつ効率的な方法により運用するものとする。	○長期給付積立金に関する基本運用方針 1 運用の基本的な方向 2 運用の目的 ① 地方公務員共済年金の財政を安定的に運営していく上で必要な総合収益を確保すること。	○長期給付積立金に関する基本運用方針 1 運用の基本的な方向 3 運用の目標 総合収益の運用利回りの目標は、長期的な観点から、少なくとも5年ごとに行われる財政再計算において総務大臣の定める予定運用利率を上回ることである。 長期給付積立金の運用利回りが当該予定運用利率を下回る局面にあつては、その乖離幅を極力縮小するものとするが、この場合運用上のリスクを過度に取る運用を行ってはならない。
私立学校教職員共済	国	-	-	-
	興日本共済学校振	○長期勘定の積立金等の運用に関する基本方針 1 運用の基本的な考え方 1 基本的な方針 長期的な観点に立って、安全かつ効率的な方法により運用するものとする。	○長期勘定の積立金等の運用に関する基本方針 1 運用の基本的な考え方 2 運用の目的 私学事業団の積立金等は、長期給付事業を安定的に運営していく財源として必要とされる収益を確保することを目的とした運用を行うものとする。	○長期勘定の積立金等の運用に関する基本方針 1 運用の基本的な考え方 3 運用の目標 長期的には文部科学大臣の定める利率を目標とする。ただし、市場環境の悪化等により、目標を達成することが難しいと判断される局面にあつても、運用上のリスクを過度に取る運用は行わないものとする。

※積立金の運用目標については、社会保障審議会年金部会年金財政における経済前提及び積立金運用に関する専門委員会等の検討を踏まえ、別途議論。